



改正法や警察署への 持込みに関する詳細は 警察庁ホームページにて

https://www.npa.go.jp/bureau/

**銃刀法**が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制と

なります。改正法の施行後、不法に所持した場合、**罪に問われます!** 

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



## 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの?

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の 運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



## 自宅などにクロスボウを所持して いる場合は?

改正法の施行後 6 か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後 6 か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)



## 具体的な 処分方法は?

最寄りの警察署に直接持ち込んでいた だければ、無償で処分します。(処分 の依頼は施行前でも受け付けていま

警察庁・秋田県警察

県

連絡先 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課 018-863-1111(内線 3055)